

# 東北法学会報

第 41 号

令和 7 年 8 月 29 日 発行  
編集兼発行者

東北法学会  
代表 久保野 恵美子

発行所  
仙台市青葉区川内 27-1

東北大学法学部内  
東北法学会

<http://www.law.tohoku.ac.jp/research/thg/>

題字は故高柳真三会員

## 報告

### フランスにおける性犯罪等の

### 未成年被害者に対する刑事手続上の保護

東北大学准教授 大谷 祐 毅

#### はじめに

フランスでは、犯罪被害者の保護が刑事訴訟法の分野で重要な課題の一つとして位置付けられており、中でも、性犯罪等の未成年被害者に関しては、その保護に係る制度が刑事手続上複数見受けられるところである。以下では、フランスにおけるそれらの制度の一部を紹介・検討することとしたい。

#### 1. 虐待に関連する通報

フランスでは、児童虐待に関して、司法当局に対する通報とは別に、「危険にさらされている児童」について行われる行政的な通報として、憂慮情報の送信という枠組みがある。

憂慮情報は、未成年者の健康、安全、道徳が脅かされ若しくは脅かされるおそれがある状況、又は、未成年者の教育や身体的、情緒的、知的、社会的発達の条件が著しく

損なわれ若しくは損なわれるおそれがある状況についての情報であつて、典型的には、「危険にさらされている児童のための全国電話相談受付センター」(SNATED)

などに対して寄せられた相談を契機として、県の憂慮情報収集室に憂慮情報が送信される。これを受けた憂慮情報収集室は、行政上・司法上のいずれの対応を行うべきか等の判断を行う。

そして、こうした制度を前提に、

#### 目次

フランスにおける性犯罪等の未成年被害者に対する刑事手続上の保護	1
(大谷 祐毅)	1
旧優生保護法国家賠償請求訴訟	3
(笠原 太良)	3
裁判員制度15年を迎えて思うこと	5
(鈴木真理子)	5
学会記事	8
編集後記	8

重罪一般について、一定の要件の下で通報義務が罰則付きで定められており(刑法典434-1条1項)、行為者の一定の親族はこの通報義務を免除されるのが通常であるものの、15歳未満の未成年者に対する重罪の場合にはこれが免除されない。さらに、15歳未満の未成年者等に対してなされる一定の児童虐待関連の犯罪等については、重罪に限ることなく、同様の通報義務が罰則付きで定められて

いる(刑法典434-3条1項)。また、これらの通報義務は、守秘義務が課されている場合は免除されるものの、そのような場合であつても、例えば、未成年者等に対する、性的侵害又は身体の一部喪失を含む虐待等を知り、これを司法機関等に通報するときになど、一定の場合には守秘義務が免除され、司法機関又は行政機関へ通報することができ(刑法典226-14条)。

## 2. 公訴時効

フランスでは、性犯罪等について特に時効期間を延長し、被害者が若年である場合にその時効について特別の規定を設ける制度が設けられている。

1989年に、未成年者に対する重罪が尊属親等によつて行われた場合に、公訴時効が、被害者が成人に達した時に再開又は新たに経過する旨の規定が設けられ、1998年には、加害者の地位に関係なく、未成年者に対する性的な重罪及び軽罪一般に拡大され

た。また、2004年法等により、強姦や性的攻撃等を含む刑訴法典706-47条に掲げられた重罪・軽罪が未成年者に対して行われた場合の公訴時効期間が延長された。こうした未成年者に対する性犯罪等の公訴時効に関する特別規定は、その後の法改正で整理されつつ維持されている。

さらに、2021年の法改正により、性犯罪の公訴時効に関して、繰り延べ時効と呼ばれる制度が導入された。例えば、刑訴法典7条3項は、未成年者に対して行われた刑訴法典706-47条に掲げる重罪の公訴時効期間を、被害者の成人から30年とするのに続けて、「ただし、強姦の場合、この期間が満了する前に、同一人物によつて別の未成年者に対して別の強姦、性的攻撃又は性的侵害が犯されたときは、この強姦の時効期間なる日まで延長される。」とする。これは、連続する性犯罪について、初期の犯罪の被害者が、その犯罪について公訴時効が完成してし

まつているがために、私訴を申し立てることができず、後続の犯罪に関する単なる証人としてしか手続に参与することができない状況に陥ることを回避することを目的としている。

この制度については、性犯罪被害者の保護をより充実させるとして肯定的に捉える見解もある一方で、公訴時効制度の趣旨やその他の憲法上の原理との整合性の観点から多くの批判もなされており、今後の議論の動向が注目されるところである。

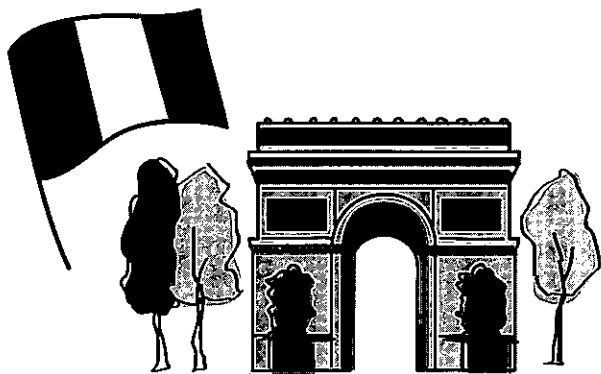
## 3. 公判審理の非公開

フランスでは、性犯罪等の事件の公判審理を非公開とする余地が、わが国に比して広く認められている。

中でも特徴的なのは、1980年の法改正で挿入された、重罪院での審理に関する刑訴法典306条3項である。同項は、「刑法典第225-7条乃至第225-9条で処罰される強姦、性的攻撃を伴う拷問及び野蛮行為、人身売買

又は加重売春斡旋について公訴が提起され、被害者たる私訴原告人の少なくとも1人の請求があるときは、審理は当然に非公開とする。その他の場合には、被害者たる私訴原告人が反対しないときに限り、非公開を命ずることができ」と規定する。

同項は、性犯罪等の審理を「公にするかどうかを決める権限を被害者に与える」ものである。立法過程では、性犯罪等を特別扱いする理由があるか、裁判の公開という一般原則を侵害しないかが問題視されたが、軽罪化という実務を避けるべきことが強調され立法に至った。ここで軽罪化とは、重罪院での審理に比してより目につかない手続である軽罪裁判所での審理を被害者が望むために、本来重罪として訴追可能であるはずの性犯罪等が軽罪として訴追されるといふ、当時しばしば見られた実務の運用を指す。このような実務を避け、より適当な処罰を担保するために、審理の非公開を被害者の権利とすることが必要であるとき



れたのである。

## おわりに

以上のフランスの制度は、児童虐待への対応や刑事手続上の被害者の保護など、現在のわが国における課題を検討する上で、重要な示唆を与えてくれるといえよう。今後、フランスにおける刑事手続上の被害者の地位や児童虐待法制などとの関係も踏まえて、研究を深めていきたい。

## 報告

# 旧優生保護法国家賠償請求訴訟

仙台弁護士会弁護士 笠原太良

## 1. はじめに

旧優生保護法国家賠償請求訴訟は、令和6年7月3日、最高裁大法廷が原告の請求を認めました。今回は、判決の分析ではなく、訴訟活動や訴訟外の動きについて報告します。

## 2. 旧優生保護法国家賠償請求事件の概要

昭和23年に成立した優生保護法は、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」ことをその目的とし、本人の意思に基づかず、に不妊手術を行いました。国は、「身体拘束、麻酔薬施用又は欺罔等の手段を用いることも許される場合がある」との通知まで出して、都道府県に手術を推進させました。

国の意向を受け、宮城県は「愛の10万人運動」の名の下に官民を挙げて不妊手術を進めました。その結果、宮城県では1,406人(全国では25,000人)と全国で2番目に多い強制不妊手術の被害者が出ました。

平成8年に優生保護法から母体保護法に改正された際、強制不妊手術の条項は、ひっそりと削除されました。法改正後、宮城県の被害者飯塚淳子さん(仮名)が、「優生手術に対する謝罪を求める会」の支援を受けて一人で国に謝罪と補償を求めてきましたが、厚生省は、「当時は合法、謝罪も補償もしない」と回答し続けました。

飯塚さんは、宮城県に手術記録の開示を求めましたが、飯塚さんが手術をした年の記録は廃棄され

ており、証拠がないため訴訟提起もできずにいました。

そのため、飯塚さんは、平成27年、日弁連に人権救済申立てをしました。申立て自体は証拠不十分で不採用となりましたが、日弁連が旧優生保護法による強制不妊手術等は人権侵害であるとの意見書を公表し、それが大きく報道されました。

その報道を見た宮城県の佐藤由美さん(仮名)と義姉の佐藤路子さん(仮名)が、由美さんの情報開示請求をしたところ、手術記録が開示されました。

そこで、平成30年1月30日、佐藤由美さんが全国で初めて提訴しました。その後、宮城県知事が飯塚さんは手術被害者であることを認めため、同年5月、飯塚さん